

④地域社会での差別事件

長野市内の病院で被差別部落出身の男性に対して、入院中の女性が「あれは、〇〇(地域)の□□(名字)とって、これだ」と発言、四本指を出した差別事件が発覚しているが、昨年度版でも和歌山県の老人ホーム、高知県と埼玉県の病院で、それぞれ類似の差別発言事件が報告されており、地域社会での深刻な差別実態の一部が垣間見られる。

とくに埼玉県の病院で起きた差別発言事件(昨年度版既報)では事実糾明のなかで、差別発言したMが「久喜市に住んで四〇年になるが、一度も同和研修を参加したことはない」と話しており、単に個人の責任で片付けられない実態と深刻さが浮き彫りになっている。そういう意味では、具体的な個々の事件に対する真相糾明のための確認会や糾弾会は問題解決に重要な役割を果たしており、評価されるべきであるが、高知県の病院での差別事件(昨年度版既報)では、真相糾明の「報告学習会」に高知県は「運動団体の参加する学習報告会には参加できない」として不参加だった。学習会参加者からは「高知県人権尊重の社会づくり条例」をふまえた対応を求める意見が出され、批判されている。

ほかにも兵庫県や長野県、高知県で事件が報告されているが、兵庫県の事件は、小学校校長の母親が息子(校長)が二年前まで教頭として勤めていた中学校について、「中学校にいたときは夜も遅うてな」「あそこには部落がありまっしゃろ」「警察ともずっと連絡をしよったんやて」「親がうるそうてな」などと発言したものである。警察との連絡や親がうるさいということは息子である校長との会話がなければわからない内容であり、校長の部落問題に対する差別意識の一端が窺える。

また、愛知県では、多くの人が集まる駅前や繁華街の路上に座り込み、ハンドマイクで「同和部落民はバイ菌」などと繰り返す事件が一〇年経った今も続いており、大阪府でも悪辣な確信犯による差別行為が一九九三年から続けられている。残念ながら現行法制度ではこれらの行為に対して規制し、その行為をやめさせる有効な手段がない。